

◇吉野 久君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番吉野 久君登壇願います。16番。

（16番 吉野 久君 登壇）

○16番（吉野 久君） 一般質問をいたします。

2月21日、気象庁はこの冬の大雪を「平成18年豪雪」と命名することにしました。町としても「顕著な災害」として認識し、検証を重ねて今後の町づくりに生かすべきと考えます。その観点から次の3項目を質問し、町長の見解をお伺いいたします。まず初めに、今回の豪雪の被害状況をお伺いし、罹災者への救済手段を講じるかどうかをお伺いいたします。

美郷町内での人的被災や家屋、農業施設、果樹などの被害状況はどうだったでしょうか。また、町には災害に被災した町民を救済する条例が幾つかありますが、今回の豪雪による罹災者は美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例などに適応するでしょうか。そして、適応するなら、条例に当てはまらない小規模な罹災者へもこれらの条例を拡大適用する考えはないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、地下水の保全管理についてお伺いいたします。

今回の豪雪では、初雪以降の連続した降雪で地下浸透する水量が減少し、またこの二、三年で普及した散水ホースなどの消雪で地下水の揚水量が増大したと思います。この水の浸透量と揚水量のバランスが崩れた結果、久々に六郷湧水群を代表する台所清水が枯渇し、家庭の井戸枯れも目につきました。

地下水の保全管理については、美郷町総合計画にもうたっていますが、冬期間の揚水量は今後ますます増加することが予測され、町では冬期間に有効な人工涵養システムの構築が必要と考えます。

また、地下水涵養に使用する水は、丸子川の水を取水した七滝土地改良区の用水を使用していますが、本当はその水も激減したと聞きます。その対応として、緊急時「六郷砂防ダム」を放水し活用できないでしょうか。

そして、温かな地下水は消雪に有効で規制するものではありませんが、不必要な出しっ放しなどむだ遣いも目につきました。町民が地下水を地域の宝と受けとめ「守り育てる意識」と「大切に使う配慮」が必要であり、町はその啓蒙を図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

私の一般質問の最後に、今冬の除雪体制の評価と問題があった消雪道路の改良についてお伺いいたします。

今回の豪雪に対する除雪体制は、非常に迅速できめ細かく、昨年度の反省を生かした対応を評価いたします。特に的確な状況判断での除雪から排雪への体制転換は住民にとってありがたいものでした。しかし、六郷地区の旧角六線の消雪道路については、改良・改善すべき点があったと考えます。

この消雪施設は、まだ県道だった昭和46年ごろに敷設され現在に至っています。交通量が多い主要道路ですが、南北に位置して側溝が流れず、市街地で雪捨て場も少ない状況を勘案し敷設されたと考えま

す。しかし、6カ所のポンプ施設は現在老朽化し、揚水能力の低下と冬期の地下水位の低下により十分な能力を発揮できません。また、道路の形状もでこぼこで夜間の散水後、道路が氷の洗濯板に一変します。今冬の豪雪ではグレーダーによる除雪作業も行われましたが、道路中央に突起した消雪ノズルを引っかけないよう慎重な作業だったと推察します。

今後もこの路線の立地状況から、散水での消雪とグレーダーを併用した除雪体制が必要でしょう。しかし、そのためには次の4点を改良・改善すべきと考えます。

まず、夏場でも邪魔と思える道路面から突起した散水ノズルは、グレーダーで除雪しやすいよう交差点に設置したような道路面と同じレベルのものに全線改良すべきです。

次に、下水道工事などにより路面がかなりでこぼこになっていますが、散水した水が偏らないよう再舗装し勾配を均一化すべきです。

また、地下水をくみ上げる井戸の深さは60メートルあります。しかし、ストレーナーは27メートル付近にあり、老朽化で揚水能力が低下しているものの、フル稼働時は付近の家庭の井戸へ影響を及ぼします。この水源を市街地住宅に影響しないよう西部の郊外に新設すべきです。

最後に、今後行われる側溝工事は、勾配や深さ、東西に流れる側溝との連携に配慮して、将来的に流雪溝や融雪溝として使用できるよう全体計画と年次計画を立てながら行うべきです。また、その水源は消火栓の水や清水のポンプアップが可能な設計とすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇を願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の適応についてですが、昭和48年以来の大雪で住民の方々は除排雪に大変ご難儀されたとお察しいたしております。また、罹災者や被害者の方々に対しましては心よりお見舞いを申し上げます。

さて、議員ご質問の豪雪による被害状況についてですが、3月6日時点で、施設関係では農業用パイプハウスの全壊が2棟、作業小屋の倒壊が1棟、倒木及び落雪による車等への被害が13件、除雪作業中の負傷が9名、雪おろし及び除雪作業中の病気による死亡が2名となっております。

次に、罹災されたの方々に対して美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例は適用するかのご質問ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠するとともに、消防庁防災課の考え方を考慮しますと、今年度の豪雪による被害は適用外とすることが妥当と判断しております。また、これらに当てはまらない小規模な罹災者への拡大適用についてですが、あくまで国の考え方や条例の規定に準拠するものとして考えておりませんので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

さらに、町ではこのほかに美郷町小災害罹災者に対する見舞金交付要綱を制定し、異常な自然災害に

より不可抗力のうちに罹災された方々に見舞金を交付することとしておりますが、今回発生した雪おろし中や除排雪作業中の死亡や事故は支給対象外となります。あわせてご理解いただきたいと存じます。なお、町ではこうしたケースに対応する交通災害及び不慮の事故共済を取り扱っておりますが、こうした事故を踏まえ、今後加入促進に努めてまいりたいと存じます。

次に、地下水の保全管理についてですが、ことしの冬は早い時期での降雪及び根雪によりまして雨水の地下浸透量が少なく、また、議員ご指摘のとおり、消雪等による揚水量の増加によって例年とは違った状況であったことはご指摘のとおりと認識しております。現在、地下水の涵養対策として町内では4カ所の地下水涵養池を設置・管理しております。その注水には土地改良施設である関田分土工を起点とした農業用水などからの配水を利用しておりますが、まずは現在の体制を適切に維持することを第一にとらえ、またその上で、ことしの例外的な気象を踏まえ、仮に地下水量を確保するための涵養池を増設するとすれば、新たな用水確保が必要です。用水を管理している土地改良区との協議で、まずはその見直しについて検討したいと存じます。

一方で、揚水量を抑制することが枯渇にも直結いたしますので、後段でも触れますが、揚水量を抑制するような、あるいは節水するような働きかけというものも重要であるかと思えます。意識啓発に努めてまいりたいと存じます。

それから、議員ご質問の六郷砂防ダムの緊急時における放水ですが、砂防ダム本来の目的は土砂をため、河床の勾配を緩めて川の浸食を防ぎ、土砂の流出を制御するもので、通常のダムのように貯水するものではないため、貯水量や放水した場合のダム内への土砂流入、放水による下流域の影響などの課題があります。また、当該ダムの放水管の口径は300ミリメートルでして、バルブを全開した場合で1日から2日程度の水量しかないと聞き及んでおります。さらに、ダムからの放流水が関田頭首工に至るまで水利権が発生することなど、六郷砂防ダムの放流水を活用することは非常に難しいと言わざるを得ません。

また、ご指摘の消雪用の出しっ放しなどの水資源の保全にかかわる活動については、行政と地域住民が一体となって共通認識で取り組まなければならない課題でありますので、意識啓蒙を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、除雪体制の評価と消雪道路の改良についてですが、六郷地区の旧県道角館六郷線の除雪につきましては、四、五年前より消雪による融雪と機械除雪をあわせた除雪工法を実施しております。ご指摘のありました消雪ノズル交換につきましては、修繕等が必要になった箇所について機械除雪に支障のない小さいノズルに順次交換を進めてまいります。ポンプの新設につきましては、西部郊外には六郷地区西部浄水場があり、住民にとって最も大事な飲料水に影響が及ぶおそれがありますので、新設ではなく既設の消雪施設を有効に活用することが妥当と考えております。

路面の再舗装につきましては、傷みの激しい箇所は順次補修で対応してまいります。それから、流雪溝の機能を持たせた道路側溝の整備につきましては、絶対的に水量が不足しており、新たな水源の確保も難しい状況にあるほか、流雪溝としての勾配がとれないことや流末が十分に整備されておらず、現段階では実現は困難であると認識しております。なお、当路線の除雪についての六郷市場通り商店街との話し合いでは、これまでどおり消雪と機械除雪の組み合わせによる方法が望ましいことをご了解をいただいております。したがって、当路線の除雪につきましては、沿線住民の方々よりご協力をいただきながら、これまでの除雪方法で実施してまいりたいと考えております。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君、再質問ですか。許可します。

○16番（吉野 久君） 1点目の質問ですが、やはり町としても前例をつくらないというか、例外を認めないような考え方をすることで適用しないということだと思います。ただ、今回の大雪を本当にこれが災害という認識を持って今後の町づくりに生かすべきだと、これが私の質問の本当にねらいで、やはり過ぎ去ったことをすぐ忘れてしまうというのが人間のさがなんですけれども、のど元過ぎれば熱さも忘れるような形にならないように今後の町づくりに生かしてもらいたいと思います。

次の2点目の質問です。私この質問と同じような内容のものを過去にした例がございます。十二、三年前に地下水保全条例をつくるべきだと。当時の京野町長に提言、一般質問したことがございますけれども、そのときに非常に前向きな答弁をいただきました。

ただ、残念ながら実現しなかったわけですが、どうも当局側は条例といえば住民に規制をかけるものをつくると、そういう考え方だったようです。確かに地下水保全条例の先進地を見ますと、工業用水等を非常にくみ上げて地盤沈下して、仕方なくそういう条例をつくったような事例が多いものですから、当然に井戸の本数だとか口径の大きさとかそういうものを規制するような、意外とそういう条例になりやすいんですけれども、私が訴えたのは、地下水を公の水、公水と考えてみんなで守っていきましょう、大切に育てていきましょうと、そういう条例の制定を提案しておりました。前定例会でも熊谷議員さんの同じような趣旨の質問もあったようですし、今回の定例会でも非常に地下水のことに多くの方が触れられております。それほど生活に密着する大切な問題であり、美郷町としては、地下水をみんなで守るんだという意識の啓発のためには、規制をかけるような条例でなく、そういう啓蒙を図る条例があってもいいのではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。

○町長（松田知己君） 地下水に対しての公水か私水かという議論はまだ国の方でもはっきりした見解が出ておりませんが、その議論は難しさがあるわけですが、いずれ地域全体で使っていく地下水であるというふうな部分、それから美郷町を代表する、自然環境の一つとして湧水の源になっている地下水で

あるということを考えた場合に、公水に近いような考え方で物事を整理するというのは、町としては望む方向ではないかというふうに認識しております。

また、議員ご提案の条例化につきましては、地下水保全条例というふうなお話のようですが、地下水のみならず地表水についても水資源を守るということは、湧水全般を守るということにもなりますので、水資源を何らかの形で保護・保全していくということについて、町としても十分に検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

3番目の質問に対する再質問でございますけれども、井戸が非常に老朽化していることを町長はご存じでしょうか。設置した年数が昭和46年当時ということでかなり老朽化しております。水量が安定的ではない。ですが、やはり住宅地にあります。あの道路のすぐそばに6カ所あるわけですが、西部には本館の井戸もあるというようなことで町長は答弁をされておりますけれども、水源があるということで。そのそばでなくても、西部でもいろいろあるわけですよ。例えばお諏訪さんの後ろのあたりだとか、そういうふうなところでもいいでしょうし、住宅地に消雪の井戸があるということ自体、やはり私はこれは住民にとって配慮すべきではないかなと。

といいますのも、道路の西側の家庭で今回新たな井戸をついた家庭があるんです。実は美郷町六郷は酒の町でもあり、酒屋さんが多いところでもあるんですが、その酒屋の井戸でさえ枯れてしまったという事例もありまして、非常にこれは、どういうふうにあの井戸と密接に関係しているか、また今回の雪と関係していることなんだろうけれども、やはりそういう町の井戸でしたら付近の住民の家庭に影響しないような、そういう位置を考慮すべきじゃないかなと私は考えております。

あと、今の側溝は確かに勾配もとれません。だからこそ全体計画と年次計画を立てながら改良すべきだと。これまでの側溝改良といいますと、ただそこだけの設計をして、そこだけを改良するというようなやり方しかしていないと思うんですよ。ですから、全体的に町の側溝をどうするかという計画のもとにいろいろ将来的に改良を重ねていけば、そういう融雪溝や流雪溝として使えるような、そういう工事をしたらいかがですかという質問です。

あと、その水源につきまして、確かに今はありませんけれども、ただ、簡単に使える水源があるんです。これも七滝土地改良区の用水なんですけれども、消火栓の水、あの道路に何カ所も消火栓がありますよね。あれはすぐ側溝のそばに立っているんです。あの消火栓は何か定期的に点検しないといざというときに役立たないと、そういうこともあるらしいんですよ。やはり圧がかかっているんで、定期的に水を出すと。馬町の住民に建設課の方でいろいろ聞いたところ、除雪体制は今回のとおりのようなやり

方でいいが、側溝を何とかしてもらいたいという意見と、今々できなかつたら、その側溝に水が張ってあれば非常に助かると、そういう話が出たそうです。ですから、南北に位置する側溝に取水盤を設け、そこに消火栓の水を張るだけでも非常に冬季安打は有効じゃないかなと思うんですけども、いま一度答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。

○町長（松田知己君） 今議員から再質問がありました事項については、すべてについてここ1年で生じた課題ではありませんで、最低限四、五年前からその現象があった課題であります。それが今まで同様の形態で維持されてきたからにはかなり難しい問題、その背景があるものと思いますので、十分にその背景を検討した上で今後の検討を議論したというように思います。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで16番吉野久君の一般質問を終わります。